法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
［略］
法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　略］
法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］

法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［同上］
［新設］

法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　同上］
法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］